

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 第2次 宍粟市空き家等対策計画（案）の策定

担当課 建設部 住宅土地政策課

意見の募集期間 令和8年1月8日から令和8年2月6日まで

意見提出者数 1人

意見提出件数 7件

意見の概要と市の考え方

反映区分		
A：計画等に反映させるもの		0件
B：計画等に反映済みのもの		4件
C：今後の参考とするもの		0件
D：計画等に反映できないもの		0件
E：その他の感想や質問など		3件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	5年に1度の実態調査ではなく、毎年自治会長に対して調査依頼を促すことで市民住民への空き家に対する対応意識が上がると思います。	施策2（2）に示すとおり、建物等の所有者へ適正管理に関する意識向上を図るため、市広報やホームページ、納税通知書等において周知を行うこととしております。	B
2	空き家になってから2年以上経過したもので意思表示がないものについては「督促状」を提示し、意思表示をしてもらうようにする。	施策2（2）に示すとおり、建物等の所有者へ適正管理に関する意識向上を図るため、市広報やホームページ、納税通知書等において周知を行うこととしております。 また、管理不全空家等に対しては所有者へ指導を行っています。	B
3	今後、空き家になるであろう1人世帯に対しても家の相続・管理をどうするのか、自治会長から事前調査をする必要があると思います。	施策1に示すとおり、空き家の発生予防や空き家に関する総合相談窓口を設置し、これを広く周知することにより所有関係者が相談しやすい体制を整備することとしております。	B
4	年間500人の移住者を1,000人まで増やせるレベルの思い切った補助をする。	施策3に示すとおり、空き家の有効利用に関する各制度を活用していただくこととしております。	E
5	移住起業についても補助し、インセンティブを上げる。	施策3に示すとおり、空き家の有効利用に関する各制度を活用していただくこととしております。	E

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
6	空き家バンクに登録し、成約すれば売主にも補助を出す。	移住・定住を目的に空き家を取得される方への補助を行っておりますが、ご提案のような補助を行うことは考えておりません。	E
7	SNS等を通じて都市部へのアプローチを最大強化する部署を作る。	第4章（1）に示す部署間において連携した取組を行うこととしております。	B